
平成28年度産業経済研究委託事業 (電力・ガス小売市場における競争の評価軸について の調査)

報告用資料

2017年2月21日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

1. はじめに
2. 欧州における電力・ガス小売市場の競争評価
3. 米国各州における電力・ガス小売市場の競争評価
4. 評価指標・評価軸に関する比較分析

1. はじめに

(我が国の動向)

- 電力・ガス取引監視等委員会では、①電力システム改革の目的に照らし、自由化された電力市場の競争の進展状況をきめ細かく把握し、②競争的な電力市場の実現に必要な更なる方策や小売料金規制のあり方の検討に繋げるとともに、③今後の市場の方向性について、プレイヤーや需要家に予見可能性を与えるため、平成28年度から「電力市場における競争状況の評価」を実施。
- 制度設計専門会合では競争評価の枠組みに係る検討が進められており、第12回会合では、電力市場における競争状況の評価に関する基本方針(案)及び実施細目(案)が示された。この中では分析に用いる判断要素として、以下の評価項目が示されている。
 - ⇒市場構造…市場シェアの状況、卸電力取引活性化の状況、ネットワークの中立的かつ競争促進的な運営、需要家のスイッチングの環境/構造
 - ⇒市場動向…価格の動向、消費者利益の状況
 - ⇒事業者行動…プレイヤーの数・種類、競争的な事業活動の状況、ビジネスモデル・技術革新の創出
 - ⇒需要家行動…スイッチングの動向、需要家の意識
- 第15回会合では、「電力市場における競争状況の評価」の概要が提示

(調査目的)

- 本調査では、我が国における競争状況レビューの実施を念頭に置いた上で、**諸外国における電力・ガス小売市場の自由化動向及び料金規制の存廃状況**、更には**競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸**について、詳細に分析した。
- 対象国・地域は、以下の通り。
 - ⇒欧州…EU、イギリス、ドイツ、フランス、ノルウェー、スペイン、アイルランド
 - ⇒米国…米国連邦政府、ペンシルベニア州、ニューヨーク州、テキサス州、

2. 欧州における電力・ガス小売市場の競争評価

2.1 EU

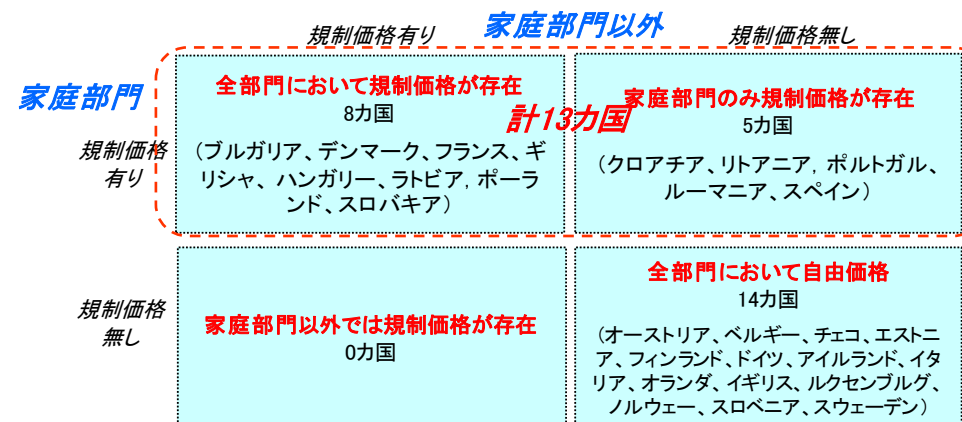
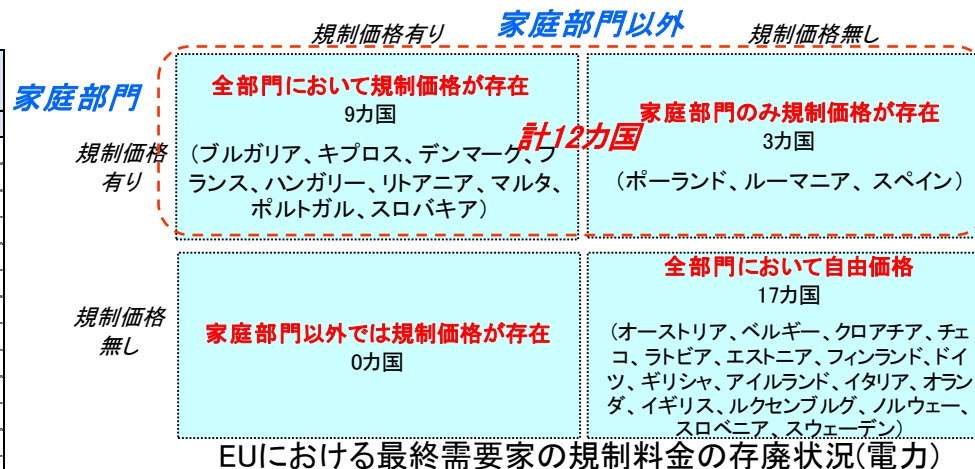
料金規制の存廃状況

○ EUでは2003年第二次EU電力指令において、2007年7月1日以降、家庭用需要家を含む全ての需要家を対象として自由化を実施することが規定。欧州委員会では規制料金撤廃を求めているものの、特に家庭部門に関しては多くの加盟国において、規制料金が存続

EUにおける最終需要家の規制料金の存廃状況(電力・ガス)

国	規制料金存廃の現状		規制料金で供給を受ける需要家割合(家庭部門)	
	電力	ガス	電気	ガス
オーストリア	×	×	-	-
ベルギー	×	×	-	-
ブルガリア	○ 家庭部門・非家庭部門	○ 家庭部門・非家庭部門	100%	100%
クロアチア	×	○ 家庭部門のみ	92%	100%
キプロス	○ 家庭部門・非家庭部門	-	100%	ガス不使用
チェコ	×	×	-	-
デンマーク	△ 家庭部門・非家庭部門	△ 家庭部門・非家庭部門	83%	74%
エストニア	×	×	-	-
フィンランド	×	×	-	-
フランス	○ 家庭部門・非家庭部門	○ 家庭部門・非家庭部門	88%	59%
ドイツ	×	×	-	-
ギリシャ	×	○ 家庭部門・非家庭部門	99%	100%
ハンガリー	○ 家庭部門・非家庭部門	○ 家庭部門・非家庭部門	98%	100%
アイルランド	×	×	-	-
イタリア	×	×	-	-
ラトビア	×	○ 家庭部門・非家庭部門	0%	100%
リトアニア	△ 家庭部門・非家庭部門	○ 家庭部門のみ	100%	100%
ルクセンブルク	×	×	-	-
マルタ	○ 家庭部門・非家庭部門	-	100%	-
オランダ	×	×	-	-
ポーランド	△ 家庭部門のみ	○ 家庭部門・非家庭部門	98%	100%
ポルトガル	△ 家庭部門・非家庭部門	△ 家庭部門のみ	34%	23%
ルーマニア	△ 家庭部門のみ	△ 家庭部門のみ	100%	100%
スロバキア	○ 家庭部門・非家庭部門	○ 家庭部門・非家庭部門	100%	100%
スロベニア	×	×	-	-
スペイン	△ 家庭部門のみ	△ 家庭部門のみ	45%	23%
スウェーデン	×	×	-	-
イギリス	×	×	-	-
ノルウェー	×	×	-	-

○: 規制料金あり、△: 規制料金あり(規制料金撤廃に向けたロードマップあり)、×: 規制料金なし



2.1 EU

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

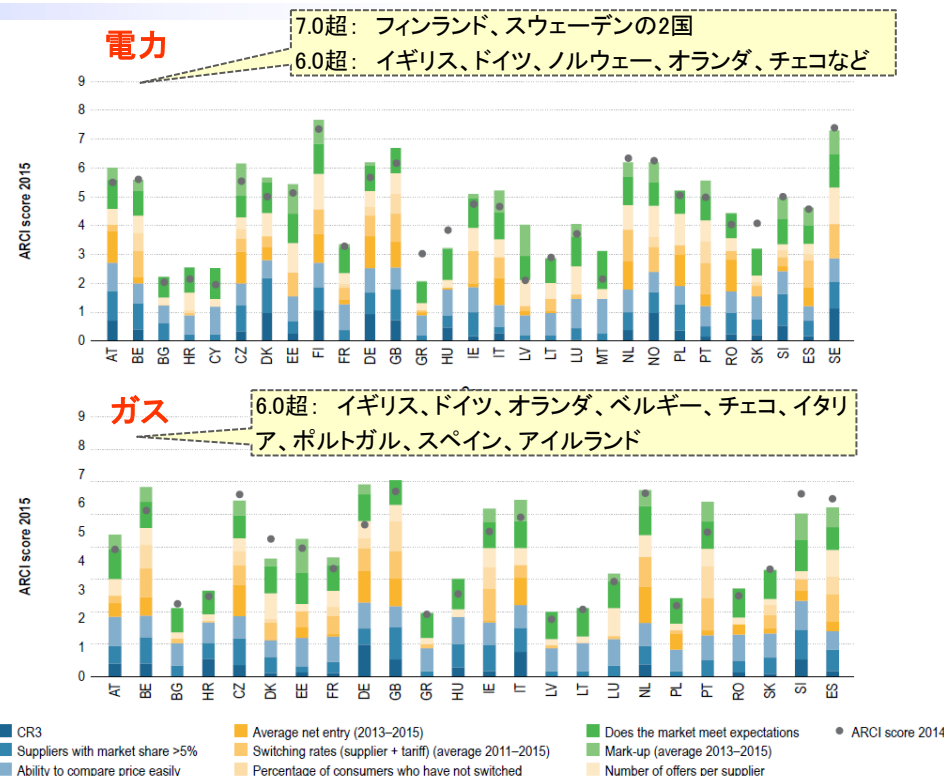
- エネルギー規制機関間協力庁(ACER)は毎年、市場監視報告書(MMR)を発表し、競争環境について評価・分析を実施
⇒①電力・ガス需要、②電力・ガス価格、③家庭用需要家に対して利用可能なオファー、④家庭部門におけるダイナミック・プライシング、⑤小売市場における相対的競争レベル、⑥卸価格と小売価格の関係性、⑦小売価格形成における介在要因、等について分析
- ACERは、小売競争市場の競争状況を**国家単位でランク付けすることを目的として、複合指標を用いた新たな方法論を開発**。MMRでも国別評価が実施

小売市場における相対的競争レベル～ARCIによる分析

- 競争状況を評価する複合指標として**ARCI(ACER Retail Competition Index)**を定義。EU各国の競争状況をスコア化したうえで、ランク付けを実施
⇒提案された方法論に基づき、9つのサブ指標によりARCIを計算
- 東欧地域やバルト3国におけるARCIが低く、競争環境整備の遅れが指摘。その理由のひとつとして規制料金の存在が挙げられている。

ARCIを構成する9つのサブ指標の考え方

指標分類	範囲	低スコア(0)	高スコア(=10)
市場構造指標			
市場集中度(CR3)	国	CR3が100%	CR3が30%以下
供給事業者数(市場シェア5%以上)	国	少ない	多い
価格比較容易性	国	困難	容易
市場行動指標			
平均新規参入事業者数(ネット)	国	0事業者	5事業者以上
供給事業者・タリフのスイッチング率(2011～2015年)	国	年間スイッチング率0%	年間スイッチング率20%以上
供給事業者変更を経験していない需要家割合	国	0%	1/3以下
供給事業者当たりのオファー数	首都	1オファー	5オファー以上
競争パフォーマンス指標			
顧客満足度(市場の期待充足度)	国	期待を充足せず	完全に期待を充足
平均マークアップ率(2013～2015年)	国	高いマークアップ	低いマークアップ



各国の電力・ガス小売市場(家庭部門)のARCI評価

(出所)ACER/CEER「2015年版市場監視報告書」

2.2 イギリス

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- イギリスでは、1989年電力法により国営電力会社の民営化が実施。これにより1990年前半から段階的に自由化が開始され、**1999年には家庭部門を含む全面自由化が実施**
⇒自由化前まで、配電事業者が14の供給地域ごとに存在しており、供給区域内の需要家に対し、電力供給を実施。自由化以降、2000年代前半までに、既存の小売供給事業者は、大規模な再編を経て5社に集約。現在は、自由化後に参入したBritish Gas社を含め、**大手6社(Big6)**として事業を展開
- ガス小売事業についても電力と同時期に全面自由化が実施。電力と同じくBig6が大きな市場シェアを持っており、中でもBritish Gas社が家庭用市場で一番大きなシェアを持っている。

料金規制の廃止経緯

- 1999年の全面自由化以降も、料金規制を存続。Ofgemは、電力・ガス市場における競争状況評価として、2000年12月に競争評価レビューを発表
- 評価指標として、①需要家の経験、②供給事業者変更率、③市場シェア、④価格及び非価格オファー、⑤参入と退出、⑥参入障壁の6つを設定した上で分析を実施
- 2002年2月に公表された「*Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation –Conclusion and Final proposals*」では、競争状況評価の結果、効果的な競争環境が実現していると判断し、**料金規制撤廃を提言する旨が報告**(注: 明確な閾値は設定せず)
- Ofgemは、電力小売市場と同じく枠組みにおいて、ガス小売市場の競争状況評価を実施しており、同報告書において料金規制を撤廃する旨が示された。

料金規制撤廃における検討において利用された主な評価指標

項目	指標
需要家の経験	需要家が認識している供給事業者数
	供給事業者別満足度
	スイッチング容易性
	スイッチング実施・非実施に係る理由
	供給事業者とのコンタクト
	価格情報
スイッチング率	グロススイッチング率・ネットスイッチング率
	解約率
	スイッチングを実施した需要家の属性分類
	スイッチングを実施した需要家の支払い方法分類
	1年以内の供給者変更を実施する予定
市場シェア	需要家数別市場シェア
	供給量別市場シェア
価格及び非価格オファー	料金格差
	非価格オファーの提供状況
参入と退出	合併状況
	アクティブな供給事業者数
	ライセンスを供与された供給事業者数
参入障壁	
	BG社及び既存事業者(ex-PES)のブランド力と広告費の優位性
	スコットランドにおける競争状況
	Prepayment meterの敷設状況

(出所) Ofgem「*Review of domestic gas and electricity competition and supply price regulation –Evidence and Initial Proposals*」

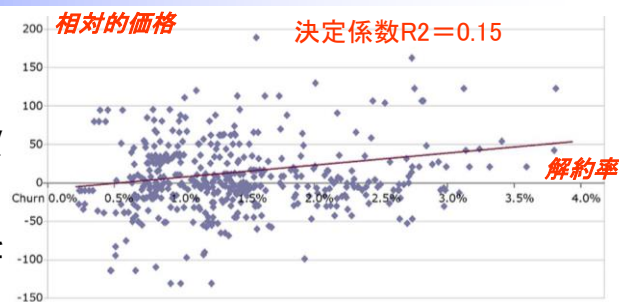
2.2 イギリス

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸①～エネルギー供給調査(ESP)

- Ofgemは、料金規制廃止後も、毎年競争評価を実施。2008年10月には、エネルギー価格上昇を背景として、家庭用需要家及び小規模業務用需要家を対象にエネルギー供給調査(ESP: Energy Supply Probe)を実施
⇒エネルギー価格上昇による需要家への影響、更には社会的弱者の状況、卸電力取引に関する課題等を提示
⇒競争は進展する一方で、需要家は依然として競争の便益を十分に享受しておらず、特に社会的弱者は市場で不利な立場に置かれていることを指摘
- 有効な競争市場に向けた、5つの改善策を提言
⇒①より活動的な需要家エンゲージメントの促進、②十分な情報に基づく需要家選択の支援、③新規参入・拡大に関わる障壁の軽減、④小規模業務需要家の支援、⑤不公正な価格差に関する懸念に対する対応
- 2009年10月にはESPに基づく具体的実施策として、小売ライセンス項目の修正と追加を実施することが提示。また Supply Market Indicators(SMI)という小売マージンの推定を開始

ESPにおける分析内容～事業者変更要因

- 各供給事業者に関して、解約率(X軸)と平均価格からのマークアップ率(=相対的価格)(Y軸)の相関関係を分析
⇒相関関係は小さい。事業者変更は価格以外の要因であることが示唆
- 具体的には3社を対象に、解約率と、相対価格、マーケティング費用、ブランド等の要素との関係性について分析。その結果、マーケティング費は、解約率に対する影響という点で、価格と同等の影響を持つことが示唆



相対的価格と解約率の関係

(社会的弱者の状況)

- PPM(事前支払いメーター)契約の消費者は、価格の違いに対して殆ど反応せず。また事業者変更によって請求額を減らすことが出来た事業者は、60%程度に過ぎない
- 社会的弱者及びPPM需要家は、供給事業者による直接的な営業アプローチに対して反応する傾向が強い。その結果、より悪い取引に変更する傾向あり
⇒競争的市場への参加に消極的であり、供給事業者変更も頻繁ではないため、市場における最良価格へのアクセスが限定

(Big6による料金戦略)

- Big6は、国内電力市場における最もアクティブなパートでは格安のマージン価格を設定する一方で、その他の部分では高い価格を設定

ESPにおける主な分析評価指標

項目	指標
1) エネルギー供給市場～市場シェア及び集中度	① 国内市場シェア ② 地域的市場シェア ③ デュアル・フュエル供給など
2) 供給事業者変更とその要因	① 供給事業者変更率の推移 ② 供給事業者変更率の国際比較及び産業間比較 ③ 消費者セグメント別の事業者変更率 ④ 事業者変更の要因 ⑤ 事業者変更行動に伴う消費者セグメンテーション
3) 需要家の特徴及び行動	① 需要家による供給事業者変更に影響を与えたファクター ② 需要家によるエンゲージメント
4) 新規参入・拡大に向けた障壁	① 新規参入・拡大に向けた障壁
5) 事業者の行動	① 小売価格戦略 ② 価格差分析
6) 消費者に対する影響	① 収益性分析(支払い方法別) ② 特定の消費者セグメントへの影響
7) その他分析事項	① 社会的弱者の実態 ② 小規模事業者の実態 ③ 卸電力市場の実態

(出所) Ofgem「Energy Supply Probe - Initial Findings Report」

2.2 イギリス

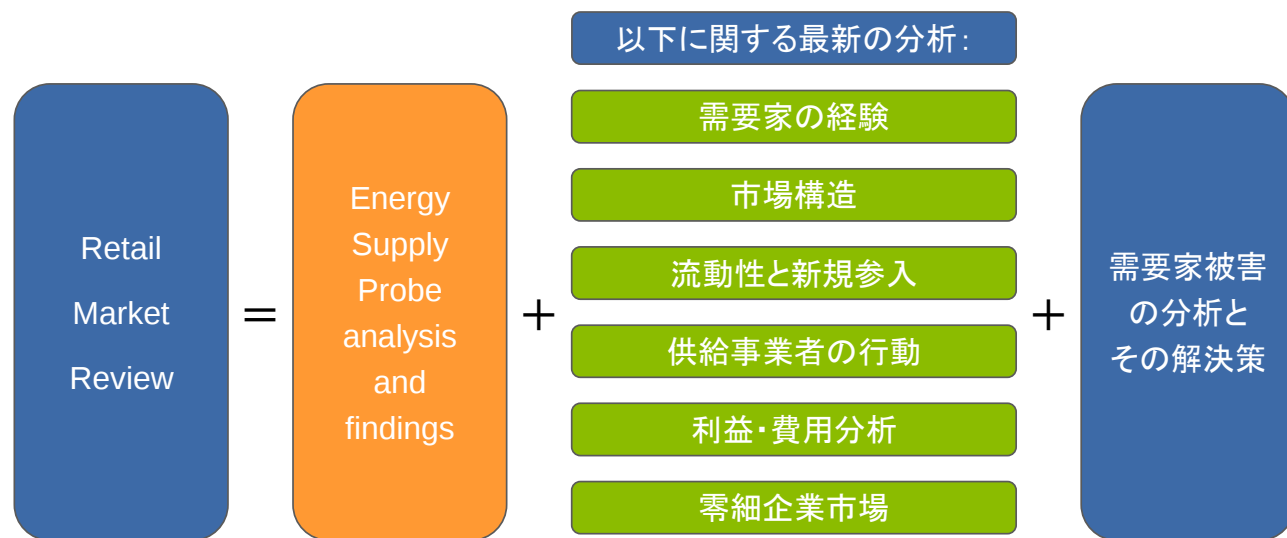
競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸②～小売市場レビュー(RMR)、年次報告書

(小売市場レビュー(RMR))

- Ofgemは、ESPの結果を受け、エネルギー市場が十分効率的に機能していないと判断。2010年後半から小売市場評価(RMR: Retail Market Review)を実施
- RMRでは、供給者行動とESPの是正措置が消費者行動に与える影響をより詳細に調査し、小売市場を評価。この評価結果に基づき、約款の比較可能性の改善、流動性の向上、家庭需要家向けのESP是正措置の強化、零細企業向けのESP是正措置の強化、レポートニングの透明性の改善を提言

(年次報告書～小売エネルギー市場(Retail Energy Markets))

- Ofgemは、電力・ガス小売市場における年間報告書として、2015年以降、「*Retail energy markets*」を発表
⇒当該報告書では、市場構造の変化や供給側における価格・市場利益、また需要家側におけるエンゲージメント等を評価。その一方、小売市場の競争状況評価については競争・市場庁(CMA)による調査に委ねるとしており、当該報告書では評価を実施しないことを明記



小売市場評価の基本構造

(出所)Ofgem「*The Retail Market Review – Findings and initial proposals*」

2.2 イギリス

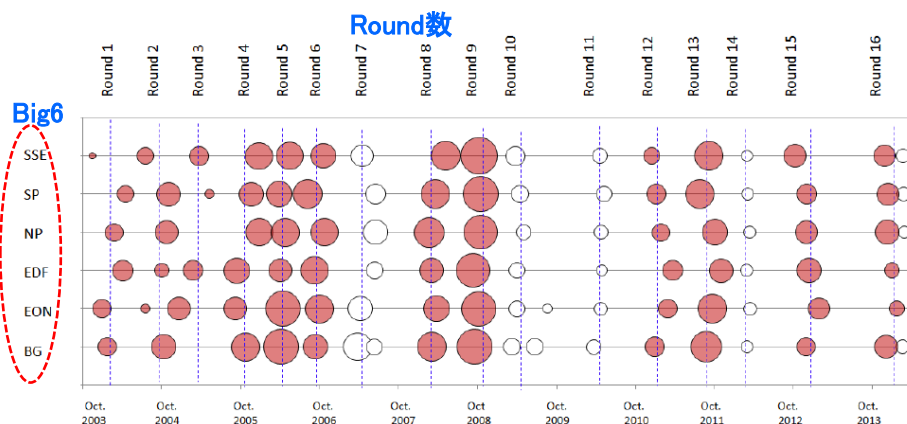
競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸③～市場評価状況

- 2013年以降、Ofgemは、公正取引庁(OFT)と競争・市場庁(CMA)と共同して、小売市場の競争評価に関する検討を開始しており、2014年3月には「**市場評価状況(SMA: State of the Market Assessment)**」として枠組みを提示。当該報告書では、①消費者との関係及び反応、②単独の市場支配力/暗黙の結託、③新規参入・拡大の障壁及び垂直統合性、④新規参入・拡大の障壁、⑤収益性の5つの観点から分析が実施。
- イギリスにおける競争状況レビューは、その時代の競争環境に併せて大きく変化しており、新たな指標なども検討されている。

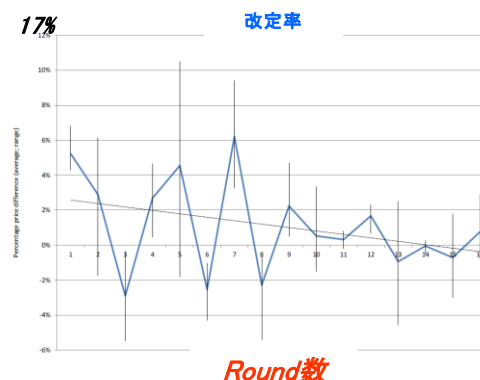
市場評価状況における分析内容～単独の市場支配力/暗黙の結託

➢ Big6による電力・ガス料金の改定動向を見ると、料金改定タイミングは、概ね一致(2004～2014年にかけて16回程度(Round16))。これを受け、Ofgemは、Big6による電力・ガス料金の改定率の大小と改定タイミングに関して詳細分析を実施
⇒ Roundを重ねるごとに、改定率(注:円の大きさで表す)の大小が均一化しており、改定率の差異が小さくなっている
⇒ Round8以降は、Big6間における改定タイミングのばらつきも次第に収斂化

- ・ **改定率の大小**…各Roundにおいて、最初に改定を行った事業者の改定率と、その後改定を行った事業者の改定率の差異について分析が実施。Round1～8までは+6%から-2%程度の間で大きく前後しており、各事業者間の差異も大きい。Round9以降は、当該差異は最大でも2%であり、概ね0.5%以内に収斂
- ・ **改定タイミング**…各Roundにおいて、最初に改定を行った事業者の改定日から、その後改定を行った事業者の改定日の差異(=平均追従日数)について分析が実施。Round4まではRound5以降は平均5～20日の間に改定を実施しており、同じタイミングで料金改定を行いたいとする暗黙の協調の存在が疑われるとしている。

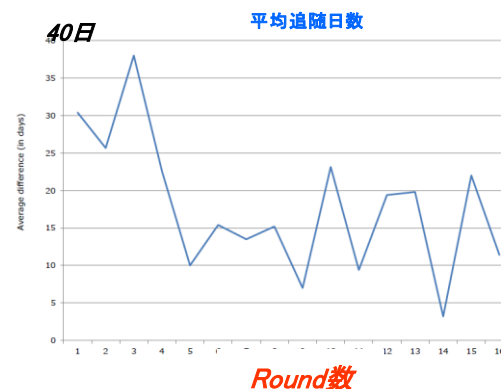


Big6の電力・ガス料金の改定率と改定タイミング



各Roundにおける料金改定率の推移(左) / 平均追従日数の推移(右)

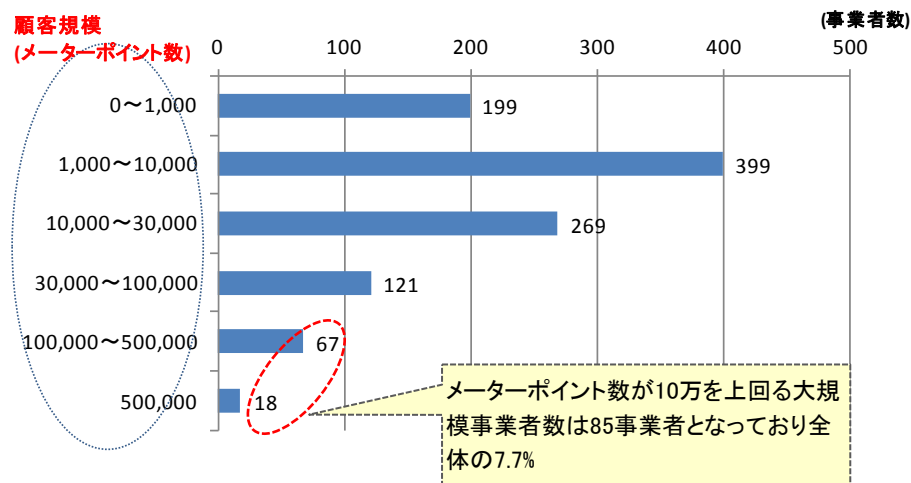
(出所)Ofgem, OFT and CMA「State of the Market Assessment」



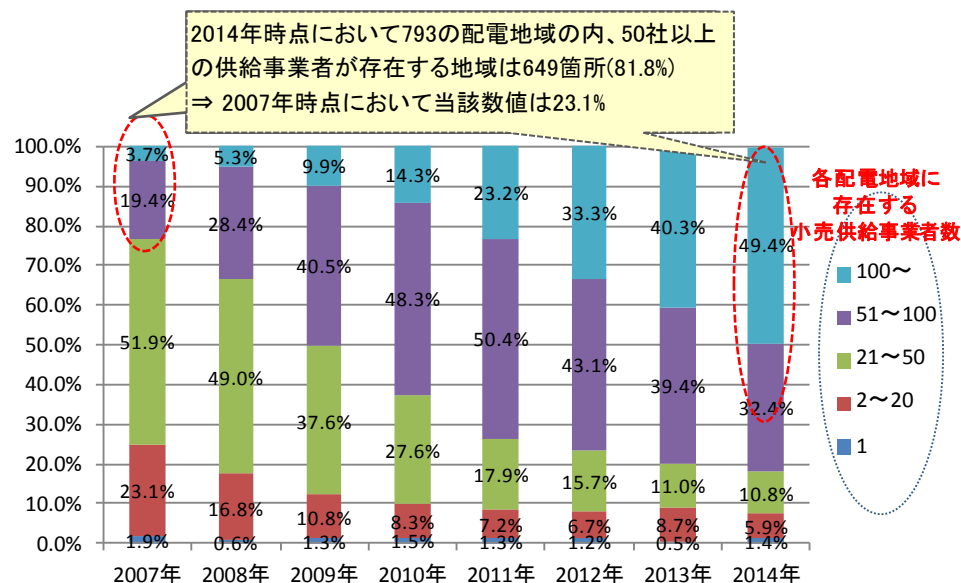
2.3 ドイツ

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- ドイツでは、1998年改正エネルギー事業法に伴い電力小売全面自由化が開始。現在も小売事業者は約1,000社以上存在しているが、うち約9割は顧客数10万世帯以下の小規模事業者
- 電力小売料金は、1989年連邦電気料金規則(BTOEIt)に基づき、事前認可規制を実施。実質的に規制料金として機能していたが、2005年改正エネルギー事業法に基づき2007年7月に撤廃
- 2005年改正エネルギー事業法に基づき、2007年1月より、基礎的供給事業者制度(Grundversorger)の運用が開始。
⇒各配電会社の配電ネットワーク管内において、家庭用需要家に対する市場シェアが最も大きい小売供給事業者であり、各配電会社が3年単位で指名
⇒基礎的供給事業者は、基礎的供給料金(Grundversorgung)として価格を含む供給条件を公表し、その供給条件に従って、地域内の全家庭用需要家に対する供給義務を負う
- ドイツにおける家庭用ガス小売市場は、電力と同じく1998年改正エネルギー事業法に基づき、自由化が開始。特に料金規制等は設定されていない。



ドイツ電力小売供給事業の構造～顧客規模別の小売供給事業者数



ドイツにおける各配電地域に存在する小売供給事業者数の規模別構成比

(出所)BNetzA、BKartA「Monitoring Report 2015」

2.3 ドイツ

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

- 市場監視報告書は、2012年版以降、連邦ネットワーク庁(BNetzA)と連邦カルテル庁(BKartA)が共同実施。
- 2000年代中盤以降、再生エネルギー賦課金等の影響により電力価格が上昇したことから、電気料金の内訳等について詳細な分析が実施されている。

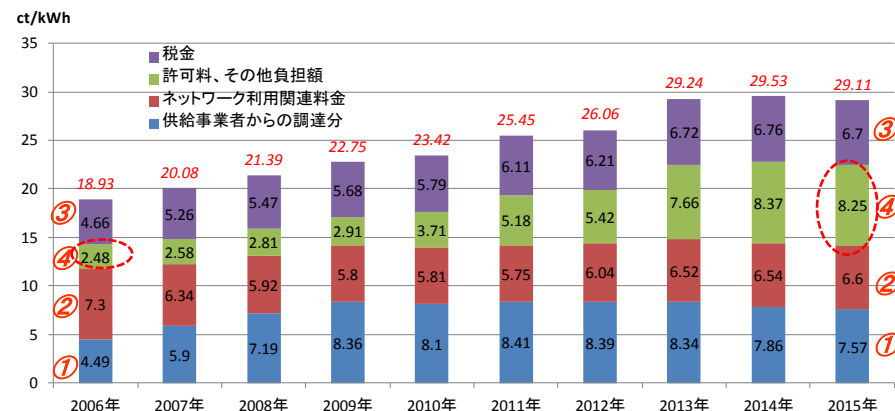
市場監視報告書における分析内容～家庭用電気料金の長期的推移

- 料金構成を、①供給事業者からの調達分、②ネットワーク利用関連料金、③税金、④許可料・その他負担額の4つに分類して価格推移を分析
⇒④許可料・その他負担額は、2006年2.48 ct/kWhから2015年には8.25 ct/kWhと約3.3倍に増加
⇒①供給事業者からの調達分は、2006年4.49ct/kWhから2009年8.36 ct/kWhと大きく上昇したが、以降は同程度の価格水準を維持
- ④許可料・その他負担額の中でも、EEG負担額は、FITの買い取りコストを賄うための負担金。2006年0.88 ct/kWhから2015年には6.17 ct/kWhと大きく増加

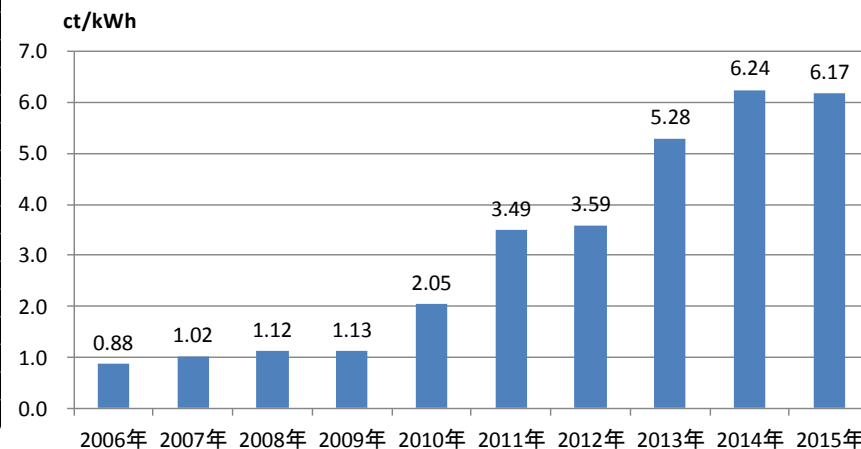
ドイツにおける契約形態ごとの電気料金の内訳(家庭部門)

		基礎的供給事業者				基礎的供給事業者以外	
		基礎的供給料金		自由料金		自由料金	
		ct/kWh	割合	ct/kWh	割合	ct/kWh	割合
② ネットワーク 関連料金	ネットワーク料金	5.88	20%	5.97	21%	6.00	22%
	請求額	0.32	1%	0.33	1%	0.36	1%
	メータ料金	0.08	0%	0.08	0%	0.10	0%
	メーター運用料金	0.23	1%	0.23	1%	0.24	1%
④ 許可料、 その他負担額	許可料	1.68	6%	1.64	6%	1.53	5%
	EEG負担額	6.17	21%	6.17	21%	6.17	22%
	KWKG負担額	0.25	1%	0.25	1%	0.25	1%
	Strom NEVsection19負担額	0.24	1%	0.24	1%	0.24	1%
	Offshore liability負担額	-0.05	0%	-0.05	0%	-0.05	0%
	Interruptible loads負担額	0.01	0%	0.01	0%	0.01	0%
③ 税金	電力税	2.05	7%	2.05	7%	2.05	7%
	VAT	4.8	16%	4.62	16%	4.45	16%
①	供給事業者からの調達分	8.41	28%	7.43	26%	6.51	23%
合計		30.08	100%	28.96	100%	27.85	100%

全契約形態の平均:
29.11ct/kWh



電気料金の内訳推移(家庭部門の全契約形態の平均)



EEG賦課額の推移(家庭部門の全契約形態の平均)

(出所)BNetzA、BKartA「Monitoring Report 2015」

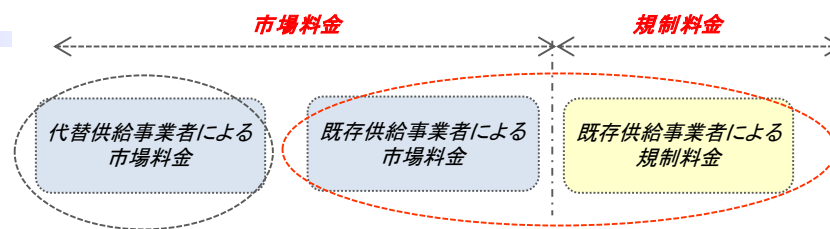
2.4 フランス

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- フランス電力・ガス小売市場は、2003年1月3日電力・ガス市場及び公共サービスに関する法律(Law no. 2003-8)に基づき、2007年7月に全面自由化が実施。全面自由化以降も、規制料金が存続
- 2010年12月に制定されたNOME(電力市場における新組織法)に基づき、36kV超の契約需要家に対する電力小売規制料金は、2015年12月31日をもって撤廃。その一方で家庭需要家や小規模業務・産業需要家に対する規制料金は、依然として存続
- フランスガス小売市場も、2014年6月以降、段階的に規制料金が撤廃。一方で、年間ガス消費量が30MWh以下の非家庭需要家、年間ガス消費量が150MWh以下の家庭需要家に対しては、引き続き規制料金が適用可

小売市場における市場料金の選択状況

- 自由化適格となった需要家は、規制料金契約もしくは市場料金契約の2つの契約形態から選択することが出来る。市場料金契約も、代替供給事業者もしくは既存供給事業者の2つから選択可
- 電力・ガス小売市場は、全面自由化以降も長らく、規制料金と市場料金が併存。電力に関して言えば、多くの需要家はEDF社の提供する規制料金にとどまる状況が継続



権利行使と供給事業者選択の考え方

電力小売市場における市場料金の選択状況

需要家数ベース

	家庭部門				非家庭部門			
	2015.12.31時点		2016.6.30時点		2015.12.31時点		2016.6.30時点	
	千件	構成比	千件	構成比	千件	構成比	千件	構成比
全需要家	31,790	100.0%	31,860	100.0%	4,971	100.0%	4,994	100.0%
市場料金	3,689	11.6%	4,017	12.6%	876	17.6%	1,462	29.3%
既存事業者	9	0.0%	8	0.0%	394	7.9%	646	12.9%
代替事業者	3,680	11.6%	4,009	12.6%	582	11.7%	816	16.3%
規制料金	28,101	88.4%	27,843	87.4%	3,995	80.4%	3,532	70.7%

電力消費量ベース

	家庭部門				非家庭部門			
	2015.12.31時点		2016.6.30時点		2015.12.31時点		2016.6.30時点	
	TWh	構成比	TWh	構成比	TWh	構成比	TWh	構成比
全需要家	150.7	100.0%	148.3	100.0%	293.7	100.0%	282.6	100.0%
市場料金	13.9	9.2%	15.3	10.3%	192.3	65.5%	246.3	87.2%
既存事業者	0.0	0.0%	0.0	0.0%	107.0	36.4%	147.2	52.1%
代替事業者	13.9	9.2%	15.2	10.2%	85.3	29.0%	99.1	35.1%
規制料金	136.7	90.7%	133.1	89.8%	101.4	34.5%	36.3	12.8%

ガス小売市場における市場料金の選択状況

需要家数ベース

	家庭部門				非家庭部門			
	2015.12.31時点		2016.6.30時点		2015.12.31時点		2016.6.30時点	
	千件	構成比	千件	構成比	千件	構成比	千件	構成比
全需要家数	10,628	100.0%	10,619	100.0%	664	100.0%	662	100.0%
市場料金	436	4.1%	4,661	43.9%	545	82.1%	575	86.9%
既存事業者	2,264	21.3%	2,401	22.6%	310	46.7%	329	49.7%
代替事業者	2,097	19.7%	2,260	21.3%	235	35.4%	246	37.2%
規制料金	6,267	59.0%	5,957	56.1%	120	18.1%	87	13.1%

電力消費量ベース

	家庭部門				非家庭部門			
	2015.12.31時点		2016.6.30時点		2015.12.31時点		2016.6.30時点	
	TWh	構成比	TWh	構成比	TWh	構成比	TWh	構成比
全需要家数	122.1	100.0%	120.9	100.0%	322.0	100.0%	334.6	100.0%
市場料金	49.5	40.5%	52.8	43.7%	318.7	99.0%	333.3	99.6%
既存事業者	25.1	20.6%	26.9	22.2%	119.5	37.1%	115.5	34.5%
代替事業者	24.4	20.0%	25.9	21.4%	199.3	61.9%	217.8	65.1%
規制料金	72.6	59.5%	68.2	56.4%	3.2	1.0%	1.3	0.4%

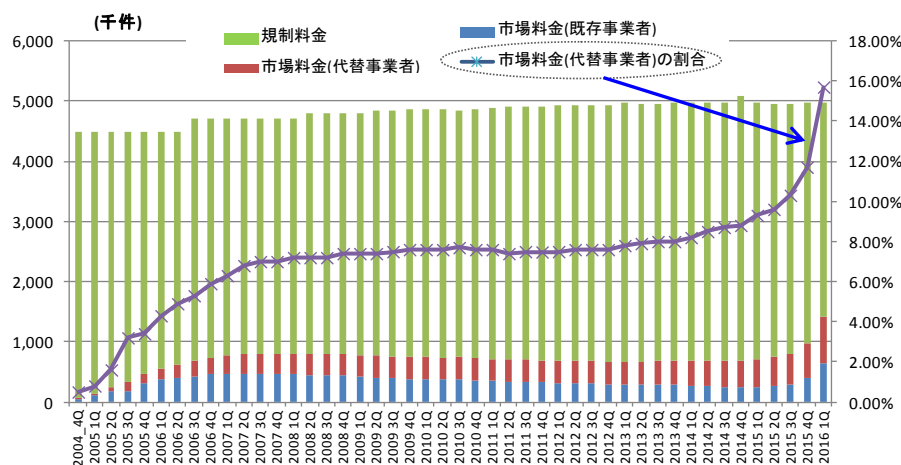
2.4 フランス

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

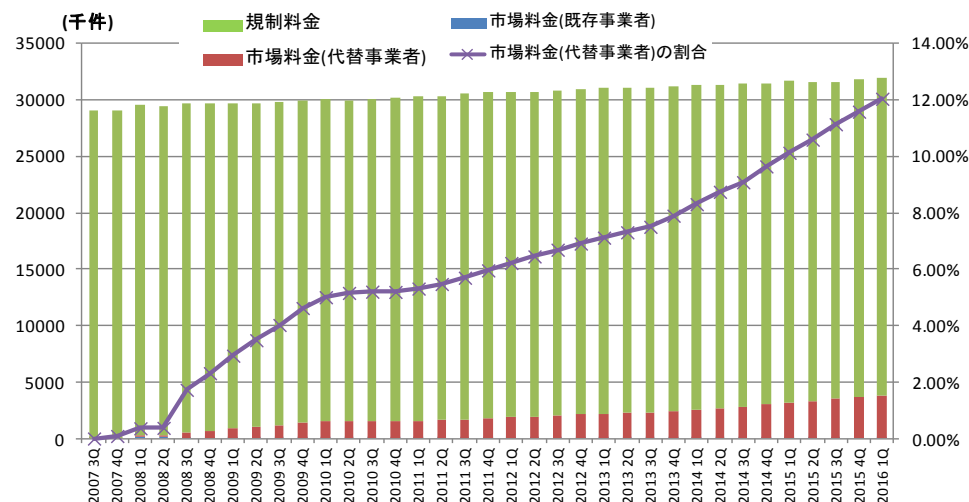
- 2007年第3四半期以降の市場展望報告では、小売全面自由化を受け、家庭部門を含めた全需要家の動向に焦点を当てて報告。特に規制料金契約もしくは市場料金契約の選択状況について詳細な分析が実施
- 電力・ガスともに、それぞれEDF社、Engie社(旧:GDF Suez)という支配的事業者が存在
 - ⇒電力小売市場におけるHHIは、需要家件数ベースで約7,000、消費量ベースで約5,000
 - ⇒ガス小売市場におけるHHIは、需要家件数ベースで約6,000弱、消費量ベースで約2,000。電力と比較すると、産業用・商業用部門では市場料金(代替事業者)への移行が進展

4半期市場展望報告における分析内容～市場料金(代替事業者)選択率

- 非家庭部門の市場料金(代替事業者)選択率は、2004年7月の自由化以降上昇を続け、自由化開始後約3年となる2007年中盤には7%程度にまで達した。その後は7～8%程度で停滞していたが、2016年1月1日より産業部門における規制料金が撤廃されることもあり、2015年以降、市場料金(代替事業者)の選択割合は急激に上昇。その結果、2016年第1四半期における市場料金(代替事業者)の選択割合は約16%に達している。
- 家庭部門の市場料金(代替事業者)選択率は、2007年7月の自由化以降、当初1年程度は0.5%を下回る水準で推移していたが、それ以降は上昇を続け、自由化開始後約3年となる2010年中盤には5%程度にまで達した。その後も緩やかながらも市場料金(代替事業者)の選択割合は上昇しており、2016年第1四半期において約12%に達している。



非家庭用電力市場における市場料金(代替事業者)の選択割合推移



家庭用電力市場における市場料金(代替事業者)の選択割合推移

2.5 ノルウェー

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況、競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

- ノルウェーでは、1991年に施行された1990年エネルギー法(Energiloven)に基づいて電気事業制度改革が進められており、小売全面自由化が実施。小売全面自由化に伴い料金規制は廃止されたが、需要家保護策の一環として同法では全ての配電事業者にラストリゾートの提供を義務付け。
- 1997年以降、NVEが、四半期毎に供給事業者サーベイとして、電力小売市場における競争状況や運用状況等について分析を行っている。供給事業者サーベイでは、供給事業者変更件数・変更率、また支配的事業者の市場シェア、需要家価格などの基本的指標について継続的に分析を実施している。

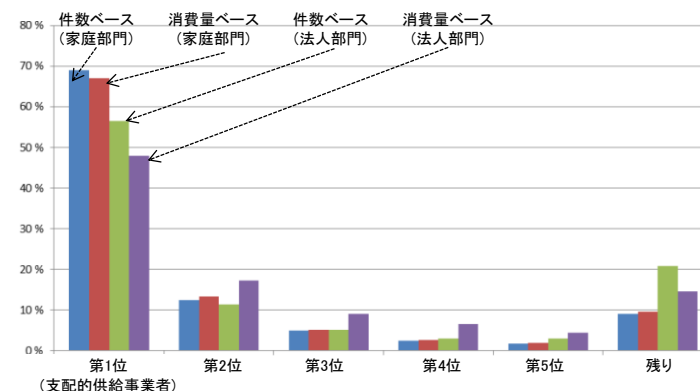
4半期毎供給事業者サーベイにおける分析内容～市場シェア、供給事業者変更率・変更件数

(市場シェア)

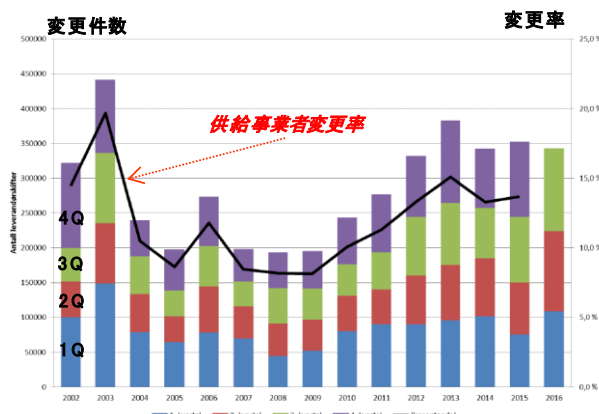
- 各ネットワークエリアにおける支配的供給事業者(第1位)の平均市場シェアを見ると、2016年第3四半期は、家庭部門において69%、法人部門において57% (件数ベース)。

(供給事業者変更件数・変更率)

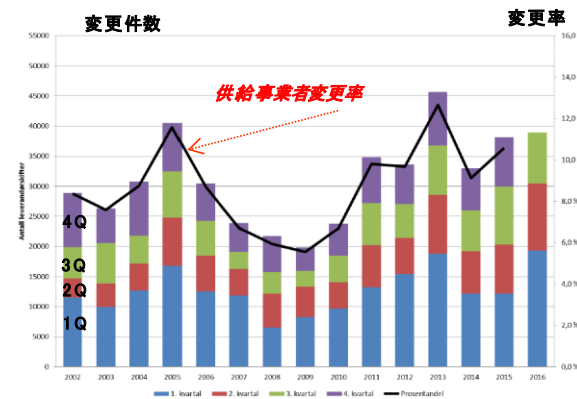
- 家庭部門における供給事業者変更率は、2005年以降10%と未満となっていたが、2010年以降は上昇しており、ここ数年は13～15%程度で推移。
- 一方、法人部門は、2000年代後半は6%程度まで低下したが、ここ数年は回復傾向にあり、10%前後で推移



電力小売市場における上位5事業者の市場シェア(家庭部門・法人部門)



電力小売市場(家庭部門)における供給事業者変更件数・変更率推移



電力小売市場(法人部門)における供給事業者変更件数・変更率推移

(出所)NVE「4半期毎供給事業者サーベイ」よりMURC作成

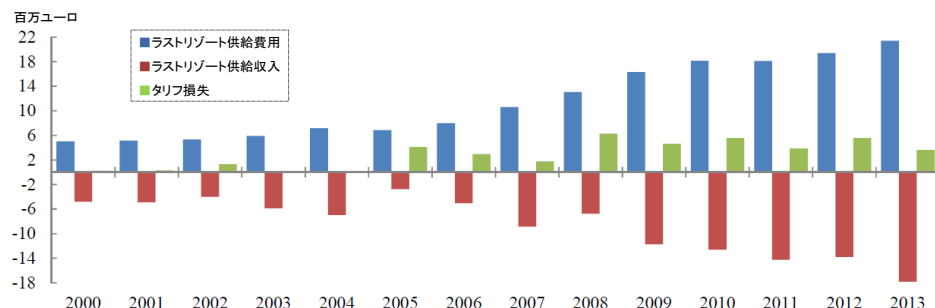
2.6 スペイン

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況、競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

- スペインでは、1997年電力法に基づき1998年より電力小売自由化を開始。さらに2000年政令法6号の下、2003年1月には小売全面自由化が実施。
- 規制料金は段階的に廃止。2009年7月以降、契約電力10kW以下の需要家は、代わりにラストリゾート価格で電力供給を受ける権利を保有。大手5事業者を“ラストリゾート供給会社”に指定し、供給を義務付(規制料金と同じ役割)
- タリフ損失問題の深刻化に伴い、ラストリゾート料金制度は2014年4月から「小規模需要家のための自発的料金制度(PVPC)」へと移行。
⇒PVPCは、卸電力価格を1時間ごとに反映して小売料金単価が変わる変動料金制度。“参照小売会社”の資格を与えられた5大グループの小売会社(旧ラストリゾート供給会社)が供給事業者
- 一方ガス小売に関しても、2003年に全面自由化を実施。2008年7月1日で全規制料金が廃止され、家庭を中心とする小規模需要家のみを適格需要家とするラストリゾート料金制が開始

市場監視報告書の概要

- スペインではCNMC設置法の下、市場支配力からの保護、市場開放と競争の効率化の実現、消費者保護を目的とした価格比較システムの運用を目的として、電力・ガス市場監視報告書を公表
- 電力小売市場は、2014年時点で需要家の約半数が新規参入事業者から供給を受けている。新規供給事業者数、新規供給事業者のシェア等、市場の開放度合いを示す指標について分析を実施。また供給約款の種類毎の価格や売上総利益の推定等も実施



スペインのタリフ損失発生推移(2000年-2013年)

(出所)欧州委員会Economic Paper 534 「Electricity Tariff Deficit: Temporary or Permanent Problem in the EU?」

電力小売市場に関する主要指標

	2013年12月				2014年12月			
	家庭	中小企業	産業	合計	家庭	中小企業	産業	合計
PVPC料金供給件数	15,691,638	38,856	168	15,730,662	13,945,670	28,562	132	13,974,364
自由料金市場供給件数	11,192,940	777,112	21,934	11,991,986	13,011,413	766,228	22,068	13,799,709
自由料金市場での供給率(件数)	42%			95%	48%			96%
	≤10KW	>10KW			≤10KW	>10KW		
	40%	90%			47%	92%		
自由料金市場での供給率(電力量)	50%			98%	56%			99%
	≤10KW	>10KW			≤10KW	>10KW		
	44%	93%			51%	95%		
自由料金市場で活動している供給事業者数	113	113	69	125	145	146	86	161
5大配電事業者の配電エリアに多数の顧客を抱えている供給事業者数	54	50	37	66	75	68	44	90
5大グループに属していない供給事業者のシェア(電力量)	3%	14%	30%	21%	5%	21%	29%	22%
上位3供給事業者による、自由料金市場におけるシェア(電力量)	90%	75%	55%	67%	88%	70%	57%	67%
顧客ロイヤリティ(電力量)(当該配電事業者系列の供給事業者から需要家が受ける供給量)	70%	51%	40%	49%	69%	46%	38%	47%
ラストリゾート料金市場から自由料金市場へ変更した件数	2,074,122	14,740	293	2,089,155	2,150,453	12,879	222	2,163,554
自由料金市場供給者間でのスイッチング件数	1,087,329	207,446	4,437	1,299,212	1,263,543	220,236	5,054	1,488,833
年間スイッチング率	11.8%	26.7%	21.5%	12.2%	12.7%	28.6%	23.9%	13.2%
自由料金市場供給者間でのスイッチング率	12.0%	26.6%	20.4%	13.2%				
平均合計価格(税込)(€/MWh)	≤10KW	>10KW		N/A	≤10KW	>10KW		N/A
	185	189			195	197		
エネルギー費用価格(€/MWh)	≤10KW	>10KW		N/A	≤10KW	>10KW		N/A
	87	94			89	96		
売上総利益の推定値(€/MWh)	≤10KW	>10KW		N/A	≤10KW	>10KW		N/A
	9-14	16-22			12-18	19-25		

(出所) CNMC「INFORME DE SUPERVISIÓN DEL MERCADO DE GAS NATURAL EN ESPAÑA año 2015」

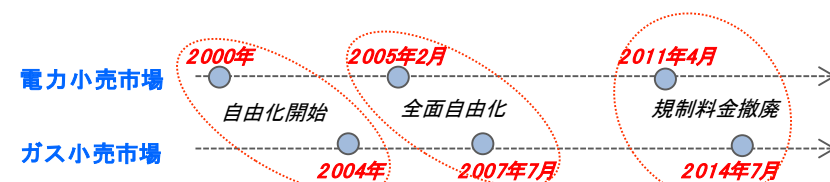
2.7 アイルランド

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- アイルランドでは、1999年電力規制法により電気事業制度改革が進められ、国有電力会社であるElectricity Supply Board社(ESB社)の民営化が実施。また2000年以降、電力小売市場の自由化が以下の通り段階的に進められ、2005年2月には全面自由化が実施。一方、ガス小売市場の自由化は、大規模産業・商業部門を対象として2004年より開始されており、2007年7月には家庭部門も含め全面自由化が実施
- アイルランド規制機関CERは、規制料金撤廃に当たり一定の閾値を設定の上、その是非について判断。規制料金撤廃の検討に当たり、「規制料金廃止に向けたロードマップ」を電力・ガス小売市場についてそれぞれ作成
 - ⇒電力に関しては、業務部門は2010年10月、家庭部門は2011年4月に規制料金を廃止
 - ⇒ガスに関しては、2014年7月には規制料金を完全に廃止

規制料金廃止に向けたロードマップ

- ロードマップでは、①市場画定の考え方、②使用する評価指標、③閾値の設定等について、コンサルテーションを通じて詳細検討を実施
- CERは、上記閾値の充足状況について4半期別競争レビューにおいて評価を実施



アイルランドにおける電力・ガス小売市場の自由化経緯

電力小売市場における規制料金撤廃に向けた閾値

(部門共通)

- ・ 関連市場において、少なくともアクティブな小売供給事業者が3社存在すること
- ・ 関連市場において、最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上のシェア(消費量ベース)をそれぞれ持つこと
- ・ 定義された期間において、ESB PES社及びESB Independent Energy社の合計シェア(消費量ベース)が、業務用需要家市場の場合は50%以下、家庭用需要家市場の場合は60%以下となること

(家庭部門のみ)

- ・ 家庭用需要家による供給事業者変更率(switching rate)が10%以上になること
- ・ ESBは、規制料金撤廃に先行する形で、CERに対し、ESB社の小売事業部門のブランド変更(rebranding)に係るコミットメントを示すこと

ガス小売市場における規制料金撤廃に向けた閾値

(部門共通)

- ・ 関連市場において、少なくともアクティブな小売供給事業者が3社存在すること
- ・ 燃料価格変動タリフ(FVT)及び産業用・商業用需要家部門(NDM I&C)、においては、最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上のシェア(消費量ベース)をそれぞれ持つこと。一方、家庭用市場においては、最低2社以上の独立的小売供給事業者が、少なくとも10%以上のシェア(獲得顧客件数ベース)をそれぞれ持つこと。
- ・ 既存事業者の市場シェアが、FVT及びNDM I&Cにおいては50%以下、家庭用需要家市場の場合は60%以下となること

(家庭部門のみ)

- ・ 家庭用需要家による供給事業者変更率が10%以上になること
- ・ ESBは、規制料金撤廃に先行する形で、CERに対し、ESB社の小売事業部門のブランド変更に係るコミットメントを示すこと

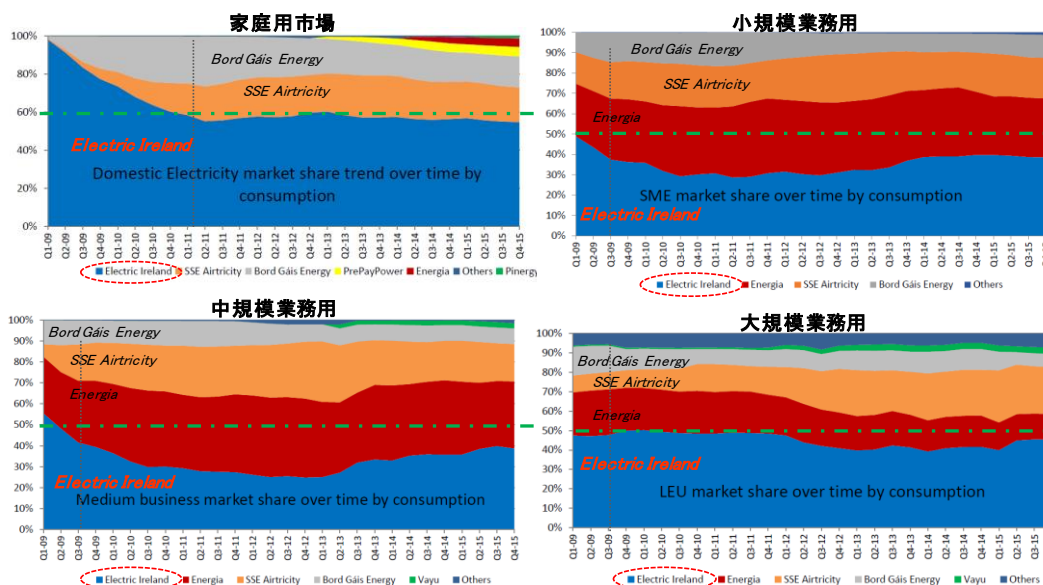
2.7 アイルランド

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

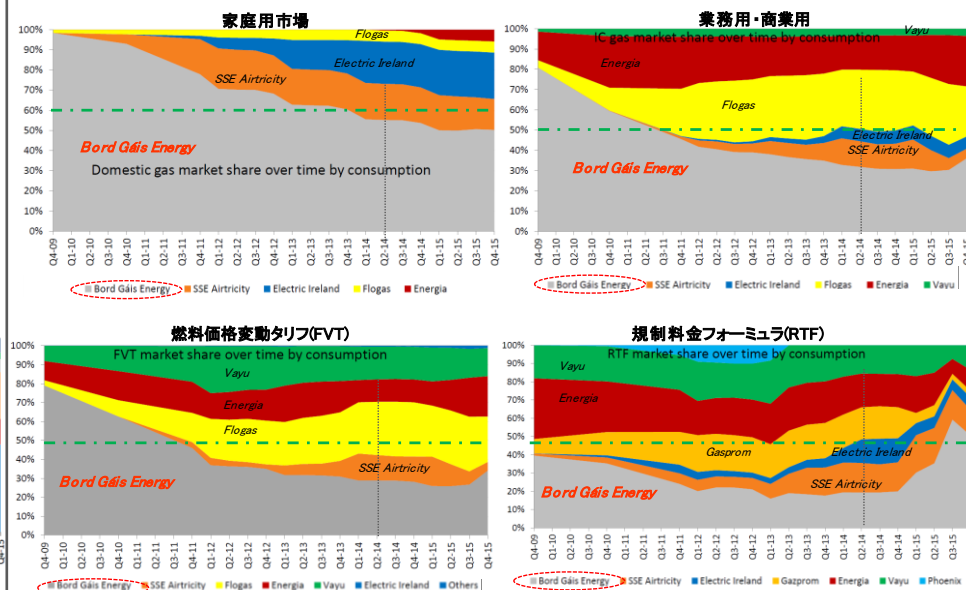
- CERは、規制料金撤廃の検討に当たり、4半期ベースの競争状況レビューを開始しており、現在も継続。
- アイルランドでは自由化以前の既存事業者が、それぞれ電力・ガス市場において大きなシェアを有しており、当該事業者の市場支配力の有無が4半期報告書においても主な論点となっている。

市場シェア推移と規制料金廃止との関係

- 国内大手事業者の市場シェア推移（販売電力量ベース）を見ると、Electric Ireland社の市場シェアは、業務部門において2010年第3四半期に、規制料金撤廃の閾値として設定された50%を下回っている。また家庭部門に関しては2011年第1四半期に、規制料金撤廃の閾値として設定された60%を下回っている。これを受け、CERは、業務部門は2010年10月、家庭部門は2011年4月に規制料金を廃止するに至った。
- 同じく国内大手事業者の市場シェア推移（販売ガス量ベース）を見ると、Bord Gáis Energy社の市場シェアは、家庭部門において関しては2014年第1四半期に、規制料金撤廃の閾値として設定された60%を下回っている。これを受け、CERは、2014年7月に規制料金を廃止するに至った。



アイルランド電力小売市場における部門別市場シェア推移(販売電力量ベース)
(出所)CER「Electricity & Gas Retail Markets Annual Report 2015」



アイルランドガス小売市場における部門別市場シェア推移(販売ガス量ベース)
(出所)CER「Electricity & Gas Retail Markets Annual Report 2015」

3. 米国における電力・ガス小売市場の競争評価

3.1 米国連邦政府

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- 米国では電力・ガス取引に係る規制権限について、州際取引は主に連邦エネルギー規制委員会(FERC)が管轄するのに対し、州内取引は州政府が管轄しており、規制権限が分有。その一方、小売市場については、各州の公益事業委員会が規制
- 米国において小売自由化とは、一般的に、需要家が供給事業者を自由に選択できる状況になることを意味しており、小売選択プログラム(Retail Choice Program)または家庭需要家選択プログラム(Residential Choice Program)等と呼ばれる政策の下で進められる

(電力小売市場)

- 2000年のカリフォルニア電力危機を受けてその動向は沈静化し、全面的に自由化しているのは13州及びワシントンD.C。先進自由化州としてはテキサス州など

(ガス小売市場)

- 小売自由化に関する権限は州政府に与えられ、取り組み状況は州毎に異なる。家庭需要家向けのガス小売事業者選択プログラムは23州で展開。ニューヨーク州、ペンシルベニア州等が積極的
- 適格需要家率は、全米で58.3%
⇒カリフォルニア州、コロンビア特別区、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、オハイオ州、ペンシルバニア州そしてロードアイランド州等は約100%

- ・ ガス小売市場の小売自由化は、一般に供給者選択プログラム(Choice Program)と呼ばれる取り組みが相当する。地域供給事業者(LDC: Local Distribution Company)の供給区域内に、家庭用ガス販売サービスを提供する小売事業者の新規参入を認め、家庭用顧客に対し供給者選択を可能にする措置を指す。
- ・ 州政府が供給者選択プログラムを導入し、LDCが自社供給区域内へ新規小売事業者を受入れると、当該LDCの顧客は、供給者選択の権利を有する“適格需要家”となる。LDCは、供給区域内の全顧客が新規事業者を選択した場合、規制料金でのガス販売小売事業から撤退できる。しかしほぼ全域で、LDCは依然新規小売事業者への供給者変更を選択しなかった顧客向けに規制料金による都市ガス供給を継続している。

3.2 ペンシルベニア州

小売市場の自由化動向、競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

- 1996年12月制定の発電競争自由化法に基づき自由化が開始。2000年1月には全需要家による発電供給事業者(EGS)選択が可能となった。
- ペンシルベニア公益委員会(PPUC)は、電力小売を巡る反競争的行為、差別的行為、そして非合法的な市場支配力の行使を防止するために、既存事業者であるEDC及び新規参入事業者であるEGSに対し、小売電力選択活動報告(Retail Electricity Choice Activity Reports)の提出を義務付け
 - ⇒EDCは、供給エリア内の小売事業者数、小売事業者による供給状況を報告
 - ⇒EGCは、小売事業者は、供給約款種類毎の契約数の推移を報告(公表されるのは全小売事業者の集計結果)
- ガス小売市場については、競争監視目的の報告書は刊行されていない

小売電力選択活動報告における分析内容～市場シェア、供給事業者変更率・変更件数

- 2013年以降、顧客数ベース・販売量ベースのいずれでも、EGSによる供給は増加。ただし全供給量に占める割合は微減しており、現在もEDCが強い競争力を持っている様子が伺える。

EDC及びEGSの、契約件数と販売量の推移

		家庭用需要家		非家庭用需要家		合計	
		顧客数	販売量(MWh)	顧客数	販売量(MWh)	顧客数	販売量(MWh)
EGSの総供給	2015年	1,722,757	14,519,632	322,190	65,688,669	2,044,947	80,208,301
	2014年	1,787,276	15,846,102	313,978	65,473,624	2,101,254	81,319,726
	2013年	1,842,250	15,056,352	323,415	65,371,933	2,165,665	80,428,285
EGS及びEDCによる総供給	2015年	5,034,270	42,647,998	697,426	76,390,649	5,731,696	119,038,647
	2014年	5,017,059	42,014,142	696,101	76,028,284	5,713,160	118,042,426
	2013年	4,998,957	42,009,256	694,170	75,951,300	5,693,127	117,960,556
EGSの供給率(%)	2015年	34.0%	34.0%	46.0%	86.0%	36.0%	67.0%
	2014年	36.0%	38.0%	45.0%	86.0%	37.0%	69.0%
	2013年	37.0%	36.0%	47.0%	86.0%	38.0%	68.0%

(出所)PPUC「Retail Electricity Choice Activity Reports 2015」

3.3 ニューヨーク州

小売市場の自由化動向、競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

- NY州では、1998 年5 月から電力会社ごとに小売自由化が適用され、2007 年7 月までに全電力会社の小売全面自由化が完了。一方、ガス小売市場においても自由化が進展。
⇒家庭需要家のほぼ100%が供給者選択プログラムの適格需要家となり、その20%以上がプログラムに参加
- 1999年2月以降、既存事業者(ユーティリティ) に対し「電力・ガス小売アクセス月次報告(Electric & Natural Gas Retail Access Monthly Reports)」の提出が義務付け
⇒ 2008年、ニューヨーク州公益事業委員会(NYPSC)は、競争的なエネルギー小売市場への移行を促進するために、現状及び関連政策を総点検。その結果、促進プログラムの費用負担が、既に料金支払者(消費者)側ではなくマーケット側により大きくなっていることが判明し。NYPSCはこれを持って、市場は十分に競争的環境になっていると判断

ユーティリティの電力供給状況(2015年12月)

		全体		非家庭用(大規模TOU)		非家庭用(中小規模、街灯)		家庭用	
		顧客数	負荷(MWh)	顧客数	負荷(MWh)	顧客数	負荷(MWh)	顧客数	負荷(MWh)
ニューヨーク州	顧客・負荷の移動	1,612,478	4,725,308	3,926	1,570,641	323,954	2,432,710	1,284,598	721,958
	全適格需要家合計	6,806,316	246,362,862	5,260	1,875,782	922,961	3,564,835	5,878,095	240,922,245
	移動の割合	23.7%	1.9%	74.6%	83.7%	35.1%	68.2%	21.9%	0.3%
	2014年12月の顧客・負荷の移動	1,721,481	4,974,259	3,990	1,577,620	312,261	2,478,005	1,405,230	918,634
	2014年12月に対する変化率	-6.3%	-5.0%	-1.6%	-0.4%	3.7%	-1.8%	-8.6%	-21.4%
ユーティリティ概要									
	Central Hudson	52,789	193,427	34	86,521	12,425	81,759	40,330	25,147
	Con Edison	827,127	2,027,820	510	494,598	156,558	1,266,558	670,059	266,664
	New York State Electric & Gas	208,747	660,143	2,466	332,186	47,600	190,141	158,681	137,816
	Niagara Mohawk (National Grid)	346,359	1,289,991	205	412,605	73,002	690,929	273,152	186,457
	Orange & Rockland Utilities	90,285	188,830	48	35,124	15,097	102,260	75,140	51,447
	Rochester Gas & Electric	87,171	365,097	663	209,607	19,272	101,063	67,236	54,427

(出所) NYPSC「New York Electric Retail Access Migration Data for:Dec-」

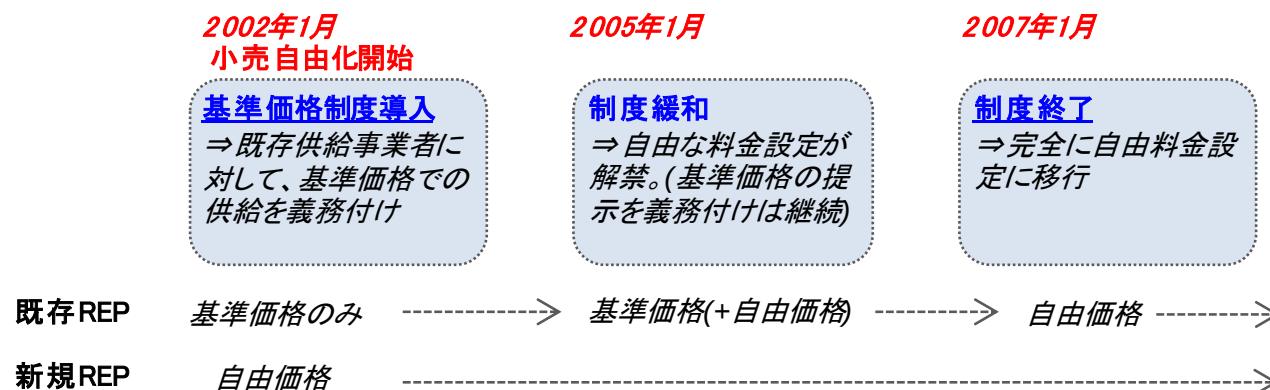
3.4 テキサス

小売市場の自由化動向と料金規制の存廃状況

- テキサス州では、1999年に成立したテキサス州電力再編法案(SB7)に基づき、2002年1月から小売部門の全面自由化が開始。これにより全需要家は、小売供給事業者(REPs)から電力供給を受けることとなった。
⇒REPsは、既存REP、新規REPsの2つに分類
- 移行的措置として、規制料金に該当する基準価格制度(PTB: Price to Beat)が導入。2007年1月には撤廃。
- ガス小売市場に関して、テキサス州では、大口小売のみの自由化であり、家庭用小売は非自由化市場となっている。そのため競争的市場環境は、特に形成されていない。

基準価格制度の概要

- 基準価格制度(PTB)は、既存REPsが、新たに自由化対象となった需要家に対して、基準価格以外の条件で供給を行うことを禁止するもの。当該制度は、既存REPsの基準価格を高めに設定することにより新規参入を促進することを意図
- 既存REPsは、供給区域において、以下の2つの条件のうちどちらかが満たされるまで、基準価格以外の条件での供給が禁止
⇒①当該供給区域内において、新規REPsが40%超の市場シェアを獲得
⇒②2004年12月末まで
- どちらかの条件が満たされた段階から、既存REPsも、基準価格と並行する形で、自由料金による価格設定が可能
- 2007年1月までの時限的措置であり、以降は自由料金のみ



テキサス州における基準価格制度の変遷
(出所)MURC作成

3.4 テキサス

競争状況レビューにおける評価指標及び評価軸

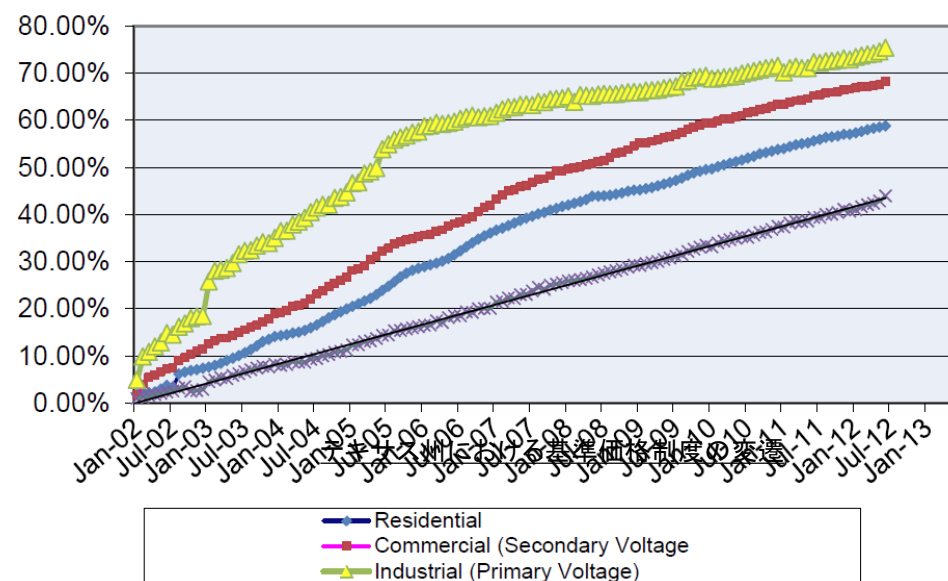
- テキサス公益事業委員会(PUCT)は、1997年以降隔年で、競争評価報告書をテキサス議会に対して提出。評価指標及び評価軸は、自由化の進展状況や料金規制である基準価格制度の変遷によって、大きく変化

競争評価報告書における分析内容～供給事業者・競争的オファーの数、累積事業者変更率

- 主に①小売市場の競争進展に伴う価格への影響、②顧客によるスイッチングの動向等に焦点を当てて分析
⇒基準価格制度の緩和の条件として、“当該供給区域内において、新規REPsが40%超の市場シェアを獲得”と設定されていたことを受け、2000年以降はこの達成状況に関するレビューも実施
- 近年は、重要指標として、供給事業者の数及び多様性を掲げており、TDUによるサービスエリアにおける供給事業者数及び競争的オファーの数について分析

供給事業者数及び競争的オファー数の推移(TDUによるサービスエリア別)

	2002年	2004年	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年
供給事業者数							
Oncor	10	12	17	27	38	45	46
CenterPoint	10	11	17	26	36	47	44
AEP Central	7	10	17	27	37	44	45
TNMP	5	8	17	25	35	40	41
AEP North	3	7	17	27	37	40	40
Sharyland	-	-	-	-	-	10	27
提供オファー数							
Oncor	11	14	41	96	233	258	255
CenterPoint	11	12	41	85	233	275	257
AEP Central	8	13	37	91	225	251	234
TNMP	6	11	35	84	222	237	211
AEP North	3	9	36	90	226	234	225
Sharyland	-	-	-	-	-	41	114



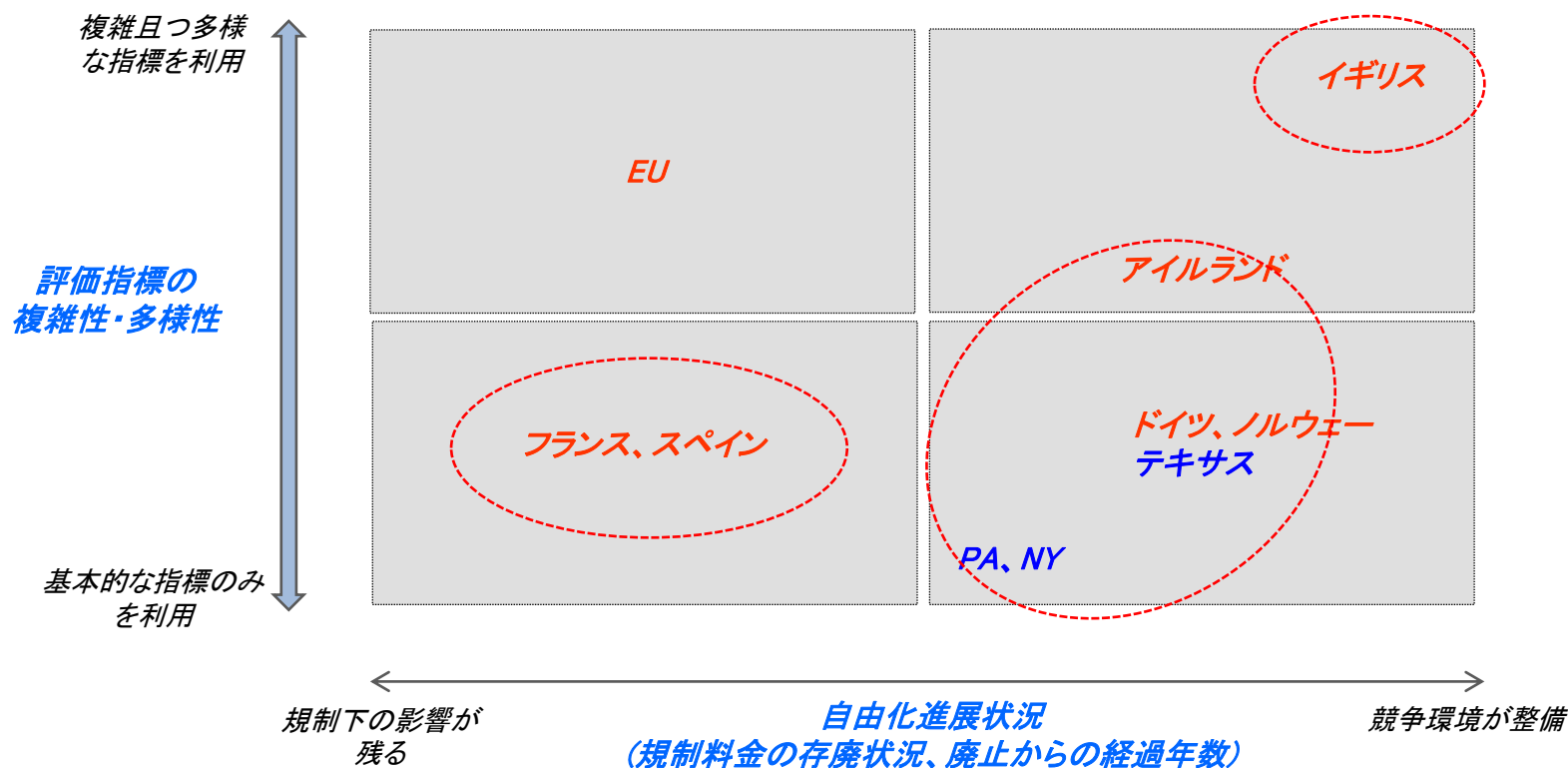
競争的REPsから供給を受ける需要家割合の推移

(出所)PUCT「Scope of Competition in Electric Markets in Texas 2013」

4. 評価指標・評価軸に関する比較分析

諸外国における競争状況レビューの類型化

- 諸外国の競争状況レビューについて、①評価指標の複雑性・多様性、②自由化進展状況の2つの視点から整理を実施。いくつかのタイプに類型化
 - ⇒Type1: 競争分析型…自由化が進展した状況において、支配的事業者の計測など更なる競争分析を実施(例: イギリス)
 - ⇒Type2: 状況確認型…自由化進展はほぼ飽和段階。基本的な指標のみを計測(例: ドイツ、ノルウェー、テキサス州、PA州、NY州)
 - ⇒Type3: 規制比較型…自由化の進展状況、規制料金から市場料金への移行状況などを主に分析(例: フランス、スペイン)



参考: 監視指標・監視手法の適用状況に係る比較分析

諸外国における競争状況レビューにおける主な評価指標・評価軸の適用状況

対象国 規制機関	EU ACER/CEER	イギリス OFGEM	ドイツ BNetzA/BKartA	フランス CRE	スペイン CNMC	ノルウェー NVE	アイルランド CER	ベンシルベニア州 PPUC	ニューヨーク州	テキサス州 PUCT
競争状況レビュー名	市場監視報告書(MMR)	小売市場報告書(Retail Energy Markets) ⇒過去にはエネルギー供給調査(ESP)、市場評価状況(SMA)も実施	市場監視報告書(Monitoringberichte)	小売市場監視報告書(Marchés de détail - Observatoire des marchés)	小売市場監視報告書(Informe de supervisión de las ofertas del mercado minorista)	供給事業者調査(Supplier Survey)	電力・ガス小売市場報告書(Electricity & Gas Retail Markets Report)	小売電力選択活動報告(Retail Electricity Choice Activity Reports)	電力・ガス小売アクセス月次報告(Electric & Natural Gas Retail Access Monthly Reports)	電力市場の競争範囲(Scope of Competition in Electric Markets)
家庭部門規制料金の有無 (2015年末)	-	無し (2002年に規制料金を廃止)	無し (2007年に基礎料金価格の認可制を廃止)	有り	有り (2014年よりPVPC料金に移行)	無し (自由化当初より)	無し (2011年に規制料金を廃止)	有り (比較価格制度)	無し	無し (2007年に基準価格制度を撤廃)
発行開始年	2012年～(年間)	2000年前半～(年間)	2006年～(年間)	2005年～(4半期毎)	2013年～(年間)	1997年～(4半期)	2010年～(4半期)	2009年～(毎年・4半期)	1999年～(月次)	1997年～(隔年)
市場構造										
市場獲得状況	大手電気事業者の市場集中度(市場シェアシェア・HHI等)	市場シェア(CR3)について各国比較(指標化)	(市場シェア(CR6)) 家庭部門: 約90% 非家庭部門: 約80%～ *電力需要量ベース	顧客規模ごとの市場シェア等を算出 ⇒大手事業者の市場シェア等は特に分析していない	(HHI) 家庭部門: 約7,000 非家庭部門: 約5,000～6,500 *件数ベース	(市場シェア(CR3)) 家庭部門: 約90%(HHI: 約2,900) 産業部門: 約55%(1,700) *電力需要量ベース	(市場シェア(CR1)) 家庭部門: 約70% 法人部門: 約55% *件数ベース	(市場シェア(CR1)) 家庭部門: 約60% 業務部門: 約45～60% *件数ベース	EDC供給エリア別の需要家数について分析	管轄エリア別の需要家数について分析
	新規事業者の市場シェア	-	概ね10%程度 *電力需要量ベース		家庭部門: 約13% 非家庭部門: 約16% *件数ベース	家庭部門: 約5% 産業部門: 約30% *電力需要量ベース	-	-		
	供給事業者数	供給事業者数(市場シェア5%以上)について各国比較(指標化)	家庭用: 43事業者 非家庭用: 65事業者	約1,000事業者	26事業者	約200事業者	-	-	EDC供給エリア別EGS数について分析	114事業者
参入障壁	卸電力市場へのアクセス容易性	過年度報告書において、卸電力市場の流動性等について言及	過年度調査(ESP、SMA)において分析	-	ARENH抛出货量などについて分析	-	-	-	-	-
	既存電力会社の市場支配力(垂直統合性等)	-		-	-	-	-	-	-	-
規制料金関連	規制料金による供給割合	各国における規制料金の存在状況及び需要家割合	-	-	家庭部門: 約85% 非家庭部門: 約70% *件数ベース	家庭部門: 約50% 産業部門: 約1% *件数ベース	-	現在は実施せず(過去は、規制価格の適用状況について分析)	-	現在は実施せず(過去は、基準価格制度の適用状況について分析)
市場行動										
事業者行動	新規参入・退出状況	新規参入事業者数について各国比較(指標化)	過年度調査(ESP、SMA)において分析	-	供給事業者数の推移について把握	ネット・スイッチング件数を算出	-	ネット・スイッチング件数を算出	EDC供給エリア別EGS数推移について分析	-
	料金メニューの数、多様性	各国首都の状況について比較	固定料金、標準変動料金の価格推移などについて分析	-	供給事業者の料金メニューについて提示	-	-	標準プラン・割引プランの詳細について分析	-	約300
	経営指標(売上高、利益率等)	-	Big6の財務情報等について詳細分析	-	-	売上総利益の推計値	-	-	-	-
	供給停止通知、供給停止件数	2015年版からは別途報告書において分析	-	停止件数: 約35万件/年	-	-	-	停止件数: 約8,000件/年	-	-
	顧客不満への対応状況(例: 苦情件数、苦情類型化等)	-	顧客からの苦情受付件数推移	-	-	-	-	-	-	顧客からの苦情受付件数推移
需要家行動	供給事業者変更率・件数	供給事業者変更率について各国比較(指数化)	年間12%程度 非家庭部門: 年間10%強 *件数ベース	家庭部門: 年間6～8%程度 非家庭部門: 年間10%強 *件数ベース	家庭部門: 1.0%強(4半期) 非家庭部門: 1.0%強(4半期) *件数ベース	家庭部門: 年間約13% 産業部門: 年間約24% *件数ベース	家庭部門: 年間約13% 法人部門: 年間約10% *件数ベース	年間約82,000件 *件数ベース	-	累計ベースで把握
	需要家評価(例: 自由化認知度・満足度等)	2015年版からは別途報告書において分析	顧客満足度の推移	-	-	-	-	-	-	-
	社会的弱者への対応状況	-	社会的弱者への対応状況	-	-	-	ユニバーサルサービスの適用割合について分析	PAYGメータ数設件数等	-	-
市場成果										
価格分析	価格水準	構成要素ごとに各国間の比較を実施	価格水準を分析	電気料金内訳推移について詳細に分析	価格水準について分析	価格水準について分析	価格水準について分析	価格水準を分析	価格等は別途EIAレポートにより分析	価格水準を分析
	価格比較	-	欧州各国の価格水準と比較を実施	欧州の価格水準と比較を実施	規制料金価格との比較を実施	PVPC料金との比較を実施	卸電力価格(エリアプライス)との比較を実施	事業者間の比較等を実施	-	州内外価格差等と比較
	卸電力価格と小売価格の関係性	平均マークアップ率について各国比較	過年度調査(ESP、SMA)において分析	-	-	エネルギー費用価格との比較を実施	-	-	-	-